

職員のサービスの宣誓に関する規則及び公立学校職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第1号

職員のサービスの宣誓に関する規則及び公立学校職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則の一部を改正する規則  
(職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する規則(昭和26年香川県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年香川県条例第6号) <u>第2条第1項</u> に規定する上級の公務員は、教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員並びに県立学校の校長にあっては教育長と、県立学校の職員(校長を除く。)にあってはその学校の校長とする。	第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年香川県条例第6号) <u>第2条</u> に規定する上級の公務員は、教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。)の職員並びに県立学校の校長にあっては教育長と、県立学校の職員(校長を除く。)にあってはその学校の校長とする。

(公立学校職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則の一部改正)

第2条 公立学校職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則(昭和45年香川県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年香川県条例第6号) <u>第2条第1項</u> の教育委員会規則で定める様式は、次のとおりとする。 略 備考 略	職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年香川県条例第6号) <u>第2条</u> の教育委員会規則で定める様式は、次のとおりとする。 略 備考 略

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。